

資料 4

担当：企画部企画課 藤岡 孝広 電話0279-22-2401 内線 2440

件名：平日延長窓口の実施曜日の変更について

平成23年10月から、本庁舎と第二庁舎の一部窓口で実施している平日延長窓口の実施曜日を金曜日から火曜日に変更します。なお、実施時間、実施窓口、実施業務に変更ありません。

- 1 目的 他の曜日よりも来庁者が集中する月曜日の混雑を緩和するため、火曜日に延長窓口を実施し、来庁者の分散を促すことを目的とします。

- 2 変更内容

| 変更点 | 変更後 | 変更前 |
|-------------------|-------|-------|
| 実施曜日 | 毎週火曜日 | 毎週金曜日 |
| 実施曜日が休日等の場合の代替実施日 | 翌水曜日 | 前開庁日 |

- 3 実施時間 午後5時15分から午後7時まで（変更なし）

- 4 実施窓口、実施業務（変更なし）

| 実施窓口 | 実施業務 |
|------|--|
| 本庁舎 | 税務課 ●所得、課税、非課税証明書の交付 ●所在地証明書の交付 ●評価通知書の交付 ●評価、公課証明書の交付 ●公函などの写しの交付 |
| | 納税課 ●市税などの収納 ●納税証明書の交付 |
| | 市民課 ●住民票の写し、戸籍謄抄本の交付 ●印鑑登録の受付 ●印鑑登録証明書の交付 ※他市町村等への問い合わせの必要がある業務は除きます。 |
| 第二庁舎 | 水道課 ●水道開始、休止、名義変更の受付 ●口座振替変更、口座振替解約 ●水道料金請求先の変更 ●水道料金の収納 ※現地対応にかかる業務は取り扱いません。 |

- 5 周知方法 市ホームページ、広報しぶかわ9月15日号に記事を掲載するとともに、実施窓口等でチラシを配付しています。

- 6 平成23年10月～平成24年3月までの実施日

| 月 | 実施日 | 備考 |
|-----|--------------------|-----------------|
| 10月 | 11日、18日、25日 | 4日は切替えに伴い実施しません |
| 11月 | 1日、8日、15日、22日、29日 | |
| 12月 | 6日、13日、20日、27日 | |
| 1月 | 4日、10日、17日、24日、31日 | 3日は休日のため4日に実施 |
| 2月 | 7日、14日、21日、28日 | |
| 3月 | 6日、13日、21日、27日 | 20日は休日のため21日に実施 |

- 7 その他 毎年3月最終日曜日及び4月第1日曜日に休日窓口を実施しています。